

## 住民監査請求制度の概要

### □ 住民監査請求とは

住民監査請求は、県民の方が、県の執行機関または職員について違法または不当な財務会計行為があると認めるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じることを請求する制度です。

(地方自治法 242 条)

### □ 住民監査請求をすることができる方

香川県内に住所を有する方（法人を含む。）です。

### □ 住民監査請求の対象

次に掲げる香川県の財務会計上の行為です。

財務会計上の行為	備考
違法または不当な ① 公金の支出 ② 財産の取得、管理、処分 ③ 契約の締結、履行 ④ 債務その他の義務の負担	①～④の行為があった日または終わった日から1年以上の期間を経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。
違法または不当に ⑤ 公金の賦課徴収を怠る事実 ⑥ 財産の管理を怠る事実	

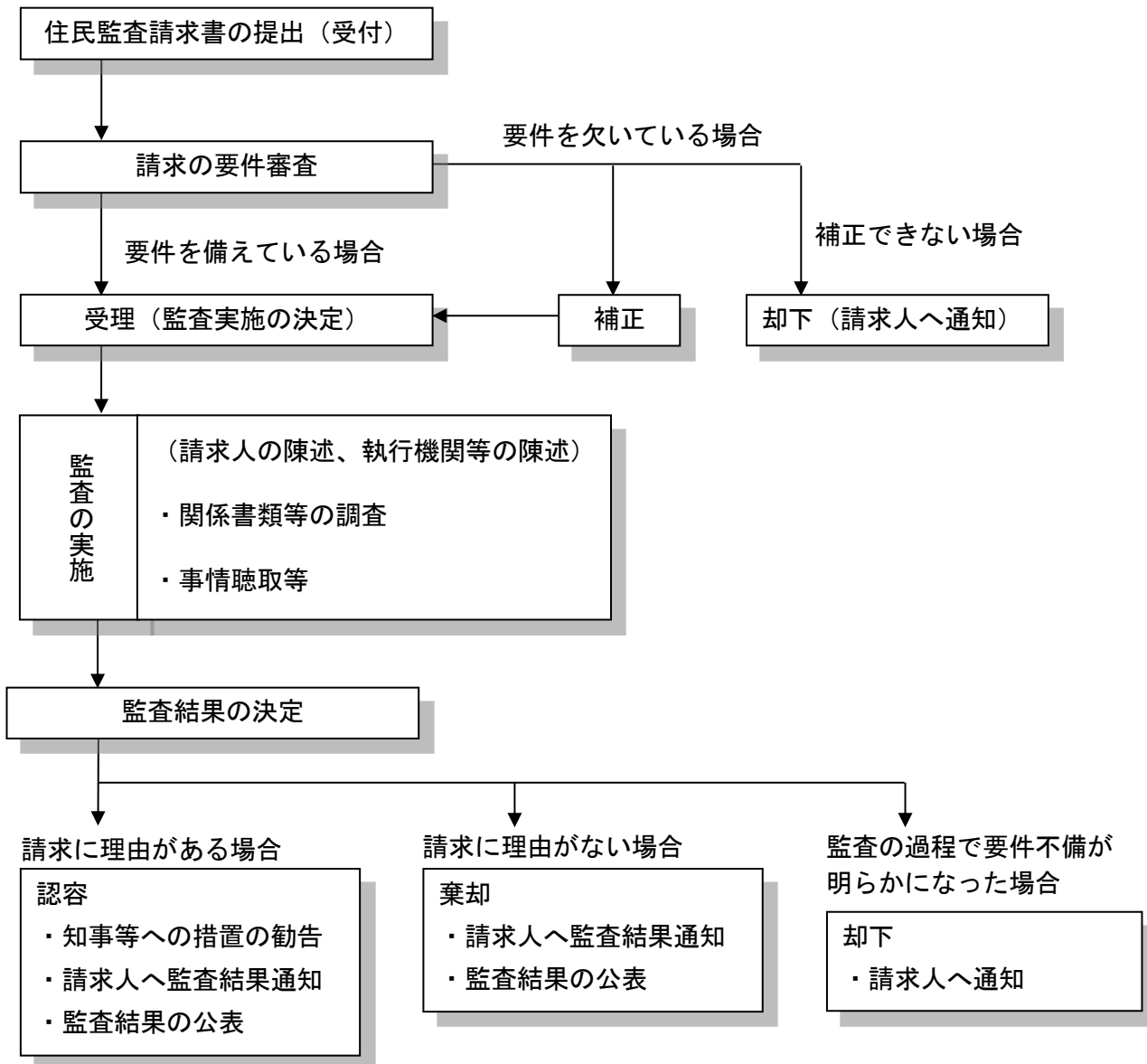
### □ 請求の方法

住民監査請求書（別添参照）を作成し、違法または不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

（事実証明書の例）新聞記事の写し、公文書公開請求により開示を受けた文書の写しなど

## □ 住民監査の手続の流れ

住民監査請求に対する監査は、大きくは次のような流れで行われます。



## □ 住民監査請求の提出先

請求書は、香川県監査委員事務局へ直接持参するか、または郵送してください。（郵送の場合は、連絡先の電話番号等を明記してください。）

香川県監査委員事務局（香川県庁東館4階） 総務・監査グループ

住所 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

電話（直通）087-832-3700

□ 住民監査請求書の様式

住民監査請求書

1 請求の要旨

※次の事項について、分かりやすく簡潔に記載してください。

- ・ 誰が（請求の対象とする機関または職員）
- ・ いつ、どのような財務会計行為を行っているのか、または怠っているのか
- ・ その行為は、どのような理由で違法または不当であるのか
- ・ その行為により、どのような損害が県に生じているのか、または生じるおそれがあるのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者

住 所

氏 名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

香川県監査委員 あて

（注） 縦書きでも差し支えありませんが、用紙はA4判でお願いします。